平成２８年（フ）第２２７号
愛知県大府市大東町１丁目722　アドバンス大東203号（住民票上の住所）三重県四日市市北小松町26番地（前住所）三重県四日市市桜町66番地　サンライズ櫻Ａ―302
破産者　藤本　和也
破産管財人　尾西　孝志が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　加藤　拓也
平成29年５月17日　津地方裁判所四日市支部

平成２８年（フ）第２２８号
三重県四日市市北小松町26番地
破産者　藤本　幸道
破産管財人　尾西　孝志が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　加藤　拓也
平成29年５月17日　津地方裁判所四日市支部

平成２９年（フ）第１０号
三重県桑名市末広町22番地
破産者　山羽　　保
破産管財人　尾西　孝志が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　加藤　拓也
平成29年５月17日　津地方裁判所四日市支部

債権者集会招集

平成２６年（フ）第４６５０号
大阪府東大阪市新喜多１丁目４番22号
破産者　株式会社チヨダ・エスケーケー
１　期日　平成29年７月26日午後４時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成29年６月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９８３号
兵庫県芦屋市船戸町11番７号
破産者　山岸　信行
１　期日　平成29年７月12日午前11時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成29年６月１日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会等の期日

平成２７年（フ）第１９１号
静岡県沼津市五月町８番１号
破産者　宮口　俊博
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月５日午前10時30分
平成29年５月30日
静岡地方裁判所沼津支部民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２９年（フ）第７３６号
大阪府吹田市佐井寺１丁目１番４号、開始決定時大阪府吹田市上山手町29番19―203号
破産者　田中　浩子
異議申述期間　平成29年７月21日まで
平成29年６月２日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２０８３号
東京都豊島区南長崎４丁目39―11
破産者　黒川　和紀
免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
平成29年６月２日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第２０３２号
東京都港区赤坂２丁目11番７号
清算株式会社　大阪総合管理株式会社
代表清算人　太田　芳孝
１　決定年月日　平成29年５月31日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第２０３３号
東京都港区赤坂２丁目11番７号
清算株式会社　和歌山総合管理株式会社
代表清算人　太田　芳孝
１　決定年月日　平成29年５月31日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

更生手続における包括的禁止命令

平成２９年（ミ）第３号
東京都世田谷区上用賀５丁目12番11号
開始前会社　日東通信機株式会社
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次の行為をしてはならない。
１　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものに基づく強制執行、仮差押え、仮処分及び担保権の実行
２　上記更生債権又は更生担保権となるものを被担保債権とする留置権による競売
３　国税滞納処分及び国税滞納処分の例による処分（いずれも共益債権を徴収するためのものを除く。）
平成29年５月31日
東京地方裁判所民事第８部

更生手続における監督命令

平成２９年（ミ）第３号
東京都世田谷区上用賀５丁目12番11号
開始前会社　日東通信機株式会社
主文
１　開始前会社につき、監督委員による監督を命ずる。
２　次に掲げる者を監督委員に選任する。
東京都中央区日本橋３丁目３番４号永沢ビル５階　弁護士　永沢　　徹
３　開始前会社が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。
⑴　開始前会社が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く。）
⑵　開始前会社の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（開始前会社による取立てを除く。）
⑶　財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。）
⑷　貸付け
⑸　借財（手形割引を含む。）又は保証
⑹　訴えの提起若しくは保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て又はこれらの取下げ
⑺　和解又は仲裁合意
⑻　債務免除、無償の債務負担行為又は権利の放棄
⑼　担保の変換（更新された火災保険契約に係る保険金請求権に対する担保変換としての質権の設定を除く。）
⑽　開始前会社の事業の維持更生の支援に関する契約又は当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
平成29年５月31日
東京地方裁判所民事第８部

監督命令変更

平成２８年（再）第２５号
東京都港区虎ノ門１丁目７番６号
再生債務者　日本リゾーツ株式会社
主文　当裁判所が平成28年６月３日にした監督命令について、主文第４項及び第５項を次のとおり変更する。
「４　再生債務者が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。
⑴　認可決定時に係属中の訴訟に係る紛争に関する和解
⑵　認可決定時に申立代理人が保管中の預り金に係る預金の払出し（口座間移動を含む。ただし、再生債権及び共益債権の弁済を除く。）
５　再生債務者は、平成29年５月31日以降毎月末日締切りにより、再生債務者の業務及び財産の管理状況についての報告書をその翌月15日までに当裁判所及び監督委員に提出しなければならない。」
平成29年５月31日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２９年（再）第１号
埼玉県越谷市大成町１丁目2179番地３
再生債務者　大森　信吾
１　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年６月28日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成29年８月２日から平成29年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部